

## 鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度実施要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 県民や観光客等に県内の宿泊施設を安心して利用してもらえよう、県が適切な新型コロナウイルス感染症対策の講じられた宿泊施設を認証することにより、これらの施設の利用促進を図り、経済活動の回復につなげる。

#### (対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、宿泊業に属する事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可（同法第2条第1項の下宿営業に係るものを除く。）を受けた者をいい、暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるものを除く。以下「対象事業者」という。）が営む県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設
- (2) 前号に掲げるものを除くほか、知事が特に必要と認めるもの

#### (基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

### 第2章 認証等

#### (申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、認証基準に基づき感染防止対策に取り組み、書面又は電子メールにより、知事に申請するものとする。

#### (認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

- 2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証ステッカーを交付するものとする。
- 4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項や認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

(認証ステッカーの利用等)

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証ステッカーを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証ステッカーを掲げることをいう。以下同じ。）することができるものとする。

(有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証を受けた日から2年間とする。

(認証の更新)

第8条 認証事業者は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、満了日の2か月前までに、書面又は電子メールにより、知事に認証の更新を申請するものとする。

2 第5条の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(変更の報告)

第9条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染防止対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面又は電子メールにより、知事に報告するものとする。

(調査等)

第10条 知事（その委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染防止対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第11条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 認証ステッカーの改ざん、譲渡を行わないこと。
- (4) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第12条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面又は電子メールにより、認証の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく認証ステッカーの利用をやめ、これを知事に返納しなければならないものとする。

(認証の取消し)

第13条 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したとき又は第11条に規定する認証事業者の責務を果たしていないことを確認したときは、当該認証事業者に

対して改善の要請，又は認証の取消を行うことができるものとする。

2 知事は、前項又は第15条の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項又は第15条の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく認証ステッカーの利用をやめ、これを知事に返納しなければならないものとし、かつ、取消日から県が定める1年以内の期間において新たな認証の申請を行うことができないものとする。

### 第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第14条 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときは、知事は、当該施設における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合においては、認証事業者は、直ちに認証ステッカーの利用をやめなければならない。

2 知事は前項の規定により、認証の効力を一時停止したときは、その職員等をして速やかに当該認証施設の感染防止対策の状況等について調査を行わせるものとする。

(故意又は重大な過失があった場合の取消し)

第15条 前条第2項の調査において、患者発生の原因が認証事業者又はその従業員の故意若しくは重大な過失によることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消すものとする。

(認証の効力の回復)

第16条 第14条第2項の調査において、患者発生の原因が認証事業者又はその従業員の故意若しくは重大な過失によるものでないことが明らかとなったときは、知事は、当該施設における認証の効力を回復させ、その旨を認証事業者に通知するものとする。

### 第4章 雑則

(免責)

第17条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月9日から施行する。

(制度の終了等)

- 2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了、その他の見直しを行うものとする。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

(制度の終了等)

- 2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了、その他の見直しを行うものとする。